

総合評価落札方式の改正について（概要）

工事等の入札に係る「総合評価落札方式」を改正し、平成 29 年 7 月 31 日以後の告示分から適用することとしましたので、お知らせします。

なお、個別の適用については、それぞれの工事等の告示をご確認ください。

工 事

型式の略称 計画審査型→計画、実績評価Ⅰ型→実績Ⅰ、実績評価Ⅱ型→実績Ⅱ、
地域貢献Ⅰ型→地域Ⅰ、地域貢献Ⅱ型→地域Ⅱ

■成績評定点・成績平均点の評価方法の変更

技術評価点での 1 位同点を抑制するため、以下の評価項目の評価区分及び配点を変更します。詳細は、各型式の「配点表」をご確認ください。

①評価区分の変更

4 区分から 6 区分に細分化し、評価対象範囲を上位 70%まで拡大します。

現 行		変 更 後	
評価区分	範 囲	評価区分	範 囲 [※]
A区分	上位 20%	A区分	上位 10%
		B区分	〃 20%
B区分	〃 35%	C区分	〃 35%
C区分	〃 50%	D区分	〃 50%
その他	〃 50%未満	E区分	〃 70%
		その他	〃 70%未満

※ 告示する際は、各評価区分の範囲を該当する点数で表記しています。

②配点の変更

最上位区分の配点を上げます。

評価項目によって、最上位区分の配点に点差をつけます。

成績平均点をより重視した評価に改善します。

分類	評価項目	最上位区分の配点			
		計画・実績Ⅰ		実績Ⅱ 地域Ⅰ・地域Ⅱ	
		現行	変更後	現行	変更後
企業の評価	提出された工事实績の成績点	2.5 点	2.6 点	2.0 点	2.1 点
	企業の工事成績の平均点		2.8 点		2.2 点
配置予定 技術者の評価	過去の従事工事における成績点		2.7 点		

■測量業務型の評価項目・評価方法の変更

競争性を高めるため、以下の評価項目・評価区分及び配点を変更します。
詳細は、測量業務型の「配点表」をご確認ください。

①評価項目の新設

以下の評価項目を新設します。

分類	新設する評価項目	評 価 内 容 (概要)
企業の評価	総合評価落札方式による業務の履行状況	当該年度における本市の総合評価落札方式による測量業務請負契約の件数を評価します。 <u>総合評価落札方式による契約件数が無い場合、3点加点</u> します。 ※落札決定通知日以降、契約件数にカウントします。
地域貢献等の評価	本店所在地	札幌市競争入札参加資格者名簿における所在区分が市内である者を評価します。 <u>市内業者である場合、3点加点</u> します。

②評価区分・配点の変更

以下の評価項目の評価区分及び配点を変更します。

分類	評価項目	変 更 内 容 (概要)
企業の評価	提出された業務実績の成績点	A～Cの評価区分を廃止し、 <u>評価対象範囲を70点以上に拡大</u> をします。
	企業の業務成績の平均点	【配点の算定式】 $\frac{\text{点数}}{25}$
	過去5年間の本市測量業務の表彰回数	表彰回数の評価の <u>上限を3回に変更</u> します。 【配点】 <u>3回：1.5点</u> <u>2回：1.0点</u> <u>1回：0.5点</u>

③評価項目の廃止

地域貢献等の評価の「本市の社会資本を支える地元企業の契約件数」の評価を廃止します。

工事・測量業務 共通

- 過去5年間の施工実績が1件の場合の「企業の工事成績の平均点」・「企業の業務成績平均点」の評価方法の変更

該当する評価区分の配点から0.5点を減じる取扱いを廃止します。

- 技術評価点に関するペナルティ措置の廃止

総合評価落札方式の技術評価[※]において加算点を得た評価区分について、しゅん功検査等の結果、当該加算点を得た基準を満たしていないことが認められたとき、当該工事の受渡しの日から6カ月間の総合評価落札方式の技術評価点を減じる措置を廃止します。（しゅん功検査の結果、申告した内容が未達成の場合には、工事成績評定点から3点減点する措置は引き続き実施します。）

※ 主として「市内企業活用の施工計画」に適用

- 雇用契約の内容がわかる書類の取扱いの変更

「過去3年間の新規学卒者の雇用状況」（人材育成型）と「資格保有者の育成状況」（人材育成型・測量業務型）の評価資料としている雇用契約の内容がわかる書類については、雇用契約書又は労働条件通知書（雇用期間の定めがないことが確認できる書類）のいずれかの提出を求めることとします。

労働基準法等法令に定められた書類の提出がない場合は、加算対象としない取扱いに変更しますのでご注意ください。

災害時協力協定一覧について

- 災害時協力協定の新設

総合評価落札方式において、地域貢献等の評価に係る評価項目「過去3年間の災害対応等の活動実績」の評価対象とする災害時協力協定を新設しましたのでお知らせします。

なお、個別の評価にあたっては、それぞれの工事等の告示を確認してください。

災害時協力協定一覧

協定区分	協定の名称	団体区分	協定締結団体	担当課
1	札幌市各区の区域内に所在する公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定	ア	札幌市各区災害防止協力会	各区土木部 維持管理課
2	災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定	イ	札幌市管工事業協同組合	水) 給水部 給水課
3	災害時における市有施設の応急修理等に関する協定	ウ	札幌建設業協会	都) 建築部 建築保全課
		エ	札幌中小建設業協会	
		オ	北海道電業協会	
		カ	札幌電気工事業協同組合	
		キ	札幌電設業協会	
		ク	札幌弱電設備業協同組合	
		ケ	札幌空調衛生工事業協会	
イ	札幌市管工事業協同組合			
4	災害時等における下水処理設備の事業継続支援に関する協定	一	(企業と個別に締結)	下) 事業推進部 処理施設課
5	札幌市と北海道造園緑化建設業協会札幌支部との災害時等における連携協力に関する協定	コ	北海道造園緑化建設業協会 札幌支部	建) みどりの推進部 みどりの管理課
6	札幌市と札幌市測友会との災害時等における連携協力に関する協定	サ	札幌市測友会	建) 土木部 管理測量課
7	災害時における下水道管路の復旧調査等に関する協定	シ	札幌下水道災害支援協力会	下) 事業推進部 管路保全課
8	災害時における復旧支援協力に関する協定	ス	日本下水道管路管理業協会	下) 事業推進部 管路保全課
9	大規模災害時における札幌市土木施設等の応急対策業務に関する協定	ウ	札幌建設業協会	建) 土木部 業務課
				下) 事業推進部 施設管理課
				交) 高速電車部 施設課
				水) 給水部 計画課

局の名称の略 建設局：建) 下水道河川局：下) 都市局：都) 交通局：交) 水道局：水)

そ の 他

■適用年月日

改正後の「札幌市交通局工事等総合評価落札方式試行要綱」は、平成29年7月31日以後に告示する工事等から適用します。

■参照 ※本改正に伴い、申請書類の様式が変更となりますので、ご確認ください。

【札幌市交通局工事等総合評価落札方式試行要綱】

<http://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/50youshiki.html>

お問い合わせ先： 札幌市交通局事業管理部総務課契約係

電話 011-896-2709